

ジェネリック医薬品の使用が原則化されました。

生活保護法の改正により、平成30年10月1日以降、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用が原則化されました。

特別な理由（※）がない限り、原則、ジェネリック医薬品が処方されますので、御理解いただきますようお願いいたします。

（※）特別な理由とは

- ① ジェネリック医薬品の価格が先発医薬品より高額又は同額である場合
- ② 医師又は歯科医師が医学的知見に基づき、ジェネリック医薬品の使用が適当でないと判断する場合
- ③ 薬局等において、ジェネリック医薬品の在庫がない場合

ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、**効き目や安全性が実証されているお薬（先発医薬品）と主成分が同一である**ことなどが審査され、国から製造・販売が承認された低価格なお薬です。

なぜジェネリック医薬品？

高齢化社会を迎え、医療費が増え続けています。将来にわたって医療の質を落とさずに、医療費を削減する一つの手法として、ジェネリック医薬品の使用が全国的に進められています。

○ ジェネリック医薬品の効能等の疑問点については、京都市が委託している以下のコールセンターでお尋ねいただくこともできます。

（株）メディブレーションコールセンターTEL：0120-56-8301（平日 9：00から17：00）

○ 後発医薬品の使用に不安がある場合は、病院・診療所・薬局で処方内容を相談しましょう。

「お薬手帳」をご存知ですか？



複数の病院で同じ薬の処方を受けたり、飲み合わせの悪い薬を同時期に服用すると、御自身の健康を損ねる結果につながる場合があります。

「お薬手帳」とは、病院で処方された薬の名称や量などを記録化し、服用履歴を管理するための手帳です。病院・診療所を受診する際、薬局で調剤を受ける際には、窓口で「お薬手帳」を提示することで、服用中の薬の把握に努めましょう。

（お薬手帳は病院・診療所・薬局の窓口で取得できます。）

担当ケースワーカーが、家庭訪問時にお薬手帳の確認をさせていただきますことがあります。